

こども性暴力防止法について

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）（令和 6 年法律第 69 号。以下「法」という。）が令和 6 年 6 月に成立し、対象事業者※に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられました。

施行は令和 8 年 1 2 月 2 5 日と予定されていますが、法に基づく犯罪事実確認や防止措置を講じるに当たり、事前の準備が必要となります。

つきましては、こども家庭庁のHPを参照の上、ご対応いただきますようお願いします。

※次の事業を行う者が対象となります。

指定障害児通所支援事業所等は、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。（義務対象）

それ以外の指定障害福祉サービス事業は、国が認定をすることで、制度の対象となります。（認定対象）

義務対象	認定対象
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援） ・ 指定障害児入所施設 ・ 指定発達支援医療機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定障害福祉サービス事業（障害児に対する居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援）

こども家庭庁HP：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

【特に確認いただきたい資料】

- ・ 事業者向けチェックリスト（こども性暴力防止法の施行までに必要な対応）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/80127231-8582-476e-a6e7-9347e725ed96/008db1d2/20260306_policies_child-safety_efforts_koseibouhou_45.pdf

- ・ 事業者向け説明会のご案内

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/information-session>

- ・ こども性暴力防止法施行ガイドライン

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/80127231-8582-476e-a6e7-9347e725ed96/3414a8af/20260210_policies_child-safety_efforts_koseibouhou_42.pdf